

博士学位申請論文審査報告

早稲田大学政治学研究科

博士学位申請者：小田 英

論文題目：「フランシスコ・スアレスの両権論

—宗教改革・インディアス問題・東アジア布教に即して」

論文書式：A4横書き(40字×30行)、目次1頁、本文・脚注424頁、年表4頁、参考文献24頁

受理決定日：2016年10月5日

最終口頭試問：2016年11月26日、早稲田大学3号館1104教室

審査委員	主査	佐藤 正志	早稲田大学政治経済学術院教授 (西洋政治思想史)
	副査	齋藤 純一	早稲田大学政治経済学術院教授 (現代政治理論)
	副査	厚見 恵一郎	早稲田大学社会科学総合学術院教授 (西洋政治思想史)
	副査	田上 雅徳	慶応義塾大学法学部教授 (西洋政治思想史)

1, 論文の構成

論文の構成は以下の通りである。

序論

第一部 ヨーロッパ外部におけるキリスト教共同体の拡大

第一章 インディアス問題とスアレス

—1580年代におけるスアレスの講義ノート—

第一節 教皇アレクサンデル6世の贈与大教書から1512年ヴルゴス会議まで

第二節 ビトリアヤソトとその先行者

第三節 セプルベダとラスカサス

第四節 バリャドリード論争後

第五節 スアレスの1580年代における理論

第二章 東アジア布教とスアレス

—1594年の書簡から死後出版まで—

第一節 16世紀後半から17世紀初頭までの東アジア布教の展開—日本の場合—

第二節 東アジア布教におけるスアレスの位置付けと影響力

第三節 東アジア布教によるスアレスの布教論の発展—チナ事業—

第四節 東アジア布教によるスアレスの布教論の発展—日本の迫害—

第二部 ヨーロッパ内部におけるキリスト教共同体の防衛と再建

第三章 ローマとヴェネチアの聖務停止令をめぐる論争とスアレス

—1607年の『ヴェネチアが侵害した聖職者の免除について』—

第一節 聖務停止令の歴史的背景

第二節 聖務停止令論争の理論的背景と大枠

第三節 スアレス

第四章 ローマとイングランドの忠誠宣誓論争とスアレス

—『信仰の防衛』を中心に—

第一節 忠誠宣誓論争の歴史的背景と大枠

第二節 スアレスの『信仰の防衛』

第三節 スアレスの『信仰の防衛』に対する批判と弁護

第五章 ヨーロッパの内部と外部の思想的影響関係—忠誠宣誓論争の下で—

結論

2, 論文の概要

本論文は、スペイン生まれのイエズス会士であり、対抗宗教改革の代表的思想家の一人とされているフランシスコ・スアレス(Francisco Suárez, 1548-1617)の両権論を通して、近世における政治権力の理論の形成と発展を再検討しようとするものである。両権論とは、ヨーロッパ中世以来の政治思想において中心的テーマであった俗権（政治権力）と霊権（教会権力）との関係に関する理論である。

本論文は2部に分かたれた5章から成る。第一部では、全世界的布教におけるヨーロッパ外部へのキリスト教共同体の拡大を主題として、第一章でインディアス問題を、第二章で東アジア布教をとりあげて、教皇と異教君主の権力の関係をめぐる論争が分析されている。第二部では、ヨーロッパ内部の宗教改革におけるキリスト教共同体の防衛と再建が主題とされ、教皇とキリスト教君主の権力の関係をめぐる争点が、第三章で聖務停止令論争を、第四章で忠誠宣誓論争をとりあげて考察されている。全体の総括の位置があたえられた第五章では、主に忠誠宣誓論争の下で、ヨーロッパ内外の両文脈の思想的影響関係が、スアレス理論を軸に論じられている。

第一章は、1580年代のイエズス会ローマ学院におけるスアレスの講義ノートをもとに、インディアス問題に関するスアレスの理論が考察されているが、それに先立って、中世における両権論の流れが提示されている。

中世の教皇主義理論においては、教皇と異教君主の関係について二つの立場が存在していた。一つは、教皇が俗権としての俗権を持つという直接的権力論(potestas

directa)であり、教皇が全世界で世俗的最高権を持つという立場である。もう一つは教皇が靈的目的などのために世俗的事柄において何らかの裁治権という統治権を持つという間接的権力論 (potestas indirecta) であり、異教君主は俗権を正当に持つけれども、教皇が異教君主に対してその裁治権を持つという立場である。

新世界の発見に際して、教皇アレクサンデル 6 世の贈与大教書により、新世界におけるスペインの支配権は教皇権によって正当化された。しかし、1530 年代に入り、ビトリアは異教君主に対する教皇の直接的権力のみならず間接的権力を否定したうえで、キリスト教君主のみに対する間接的権力を認めるという新しい間接的権力論を提示した。

本章ではこの教皇主義理論の流れを背景におきながら、スアレスが 1580 年代にローマ学院においておこなった講義から、この時期におけるスアレスが布教論に関して、インディアス問題に関心を抱き、サラマンカ学派の理論を批判的に引き継ぎ、ビトリアの新しい立場を発展させていったことが明らかにされる。とりわけそこにおいて、キリスト教君主に対して教皇がキリスト教共同体の頭として対内的に持つ靈的裁治権としての間接的権力と、異教君主に対して教皇がキリスト教共同体の頭として対外的に持つ自然的な自己防衛権としての「間接的な権力」という区別がなされていることが、根本的に重要であることが指摘される。この区別により、教皇はキリスト教共同体を防衛するためにキリスト教君主の重大な罪を裁くべく様々な刑罰を下せるが、異教君主に対しては偶像崇拜のような自然法に反する罪などを罰することができず、したがってキリスト教共同体を拡大させる際の武力行使の機会や方法が大幅に制約されることになるからである。

さらに、スアレスは異教君主にキリスト教君主と対等な戦争の権利を認めることで、両君主の対等性を認め、そのようにして征服を抑制しようとする。こうして、スアレスはインディアス問題におけるラディカルな教皇主義者との論争において、主に教皇権を中世の教皇主義理論よりも抑制することによって、キリスト教共同体の拡大を「有益かつ正しい方法」で推し進めるべきとする立場にあることが明らかにされている。

第二章では、1590年代から没するまでのスアレスの東アジア布教に関する理論が、書簡や意見書といったテキストの分析を通じて探求される。はじめに、当時の東アジア布教に対するスアレスの影響が明らかにされ、次に、スアレスの布教論に対する東アジア布教の思想的影響が明らかにされる。ここでは、とくに1580年代における布教のための中国征服論という「チナ事業」と日本のキリスト教会への迫害の言説に着目し、スアレスが日本という最新の発見地を念頭に置きつつ、「我々の時代」における諸地域の新発見という特異な時代的経験によって、キリスト教会がそれまで事実として地理的普遍性を欠いていたことを認識し、強く意識するようになっていくことが示されている。

チナ事業については、その事業の主唱者であるサンチェスの随兵布教論をドミニコ会士が批判することによって、ドミニコ会とイエズス会の対立が深まる中、スアレスはこの布教事情を背景としながら布教論を展開し、この時点では随兵布教論を肯定する。その後、17世紀に入り、日本での迫害の言説を主な契機の一つとして、スアレスは随兵布教論の否定にいたる。このように、直接的権力論が依然として影響力を保つ思想状況で、スアレスは中国や日本における最新の布教事情に基づいて異教君主に対する教皇権をより一層抑制していき、より「有益かつ正しい方法」によってキリスト教共同体を全世界的に拡大させることを目指したことが明らかにされている。

第三章では、1607年の『ヴェネチアが侵害した聖職者の免除について』をもとに、聖務停止令論争におけるスアレスの理論が探求されている。はじめに、その背景となった論争の展開が整理されている。サルピを筆頭とするヴェネチア陣営は、ヴェネチアの君主は自国の全成員に対して世俗的事柄における最高権を神から直接的に得ており、自国の全事柄における権力を持ち、それゆえ自国の教会に対しても統治権を持つものに対して、教皇は制限された権力しか持たず、特に俗権は持たないと主張する。それゆえ、聖職者は世俗的事柄において政治的服従を免除されるとしても、この免除は全面的ではなく部分的であり、神法ではなく人定法、特に、君主の国法に由来するとされる。

こうした主権論や国教会原理に対して、ベラルミーノを筆頭とするローマ陣営は、君主の世俗的最高権は神ではなく、人民から直接的に与えられ（それゆえ人間によって正当に奪われる場合がある）、一定の世俗的事柄を対象にするにすぎず、さらに、神法に由来する聖職者の全面的な免除ゆえに、聖職者を対象とすることができないと批判する。しかも、君主がキリスト教徒ならば霊的上位者としての教皇に服しているので、君主の世俗的最高権は一定の条件下で間接的権力によって正当に奪われると主張する。これは、ヴェネチアの主張を、教皇の普遍的霊権を奪い、国教会を形成して、普遍教会を解体させようとするものとし、それに対して、ローマ普遍教会というキリスト教共同体の統一性を守るろうとする主張に他ならない。

この論争をふまえて、スアレスは普遍教会を守るべく、ベラルミーノらの主張をさらに発展させ、ヴェネチアは世俗的最高権のみならず国家理性を根拠として、自国の霊的事柄を対象にしようとし、それによって特に霊的事柄について普遍教会全体を支えているカノン法を解体させようとしていると批判する。このように、霊的利益は世俗的利益に優先し、それゆえ政治的利益を優先させようとする国家理性論は認められないとして、カトリック国であるヴェネチアが世俗的最高権や国家理性論で国教会原理を確立し普遍教会を解体させようとするのに対して、間接的権力や聖職者の免除によってその統一性を守らなければならないとするスアレスの立場が明らかにされている。

第四章では、1613年の『信仰の防衛』をもとに、忠誠宣誓論争におけるスアレスの理論と、スアレス理論に対する反ローマ陣営の批判が分析されている。忠誠宣誓論争は聖務停止令論争と同時期に生じ、ヴェネチアとイングランドの利害が一致したため、ガリカニストも巻き込んだ反ローマの共同戦線が展開された。国王ジェームズ1世の陣営もまた間接的権力論や聖職者の免除論および人民の抵抗権論を批判し、主権論や国教会原理や公会議主義の理論を展開した。さらに、宗教戦争が生じなかったヴェネチアと異なり、英仏の反ローマ陣営は教皇主義の攻撃に対して君主の権力だけでなく命をも守るために、たとえば、教皇の廃位権を僭主征伐という王殺しと密接に関係づけて批判した。これに対して、ローマ陣営はキリスト教共同体

を守るべく、間接的権力論を展開し、ジェームズ陣営の君主は自国の霊的最高権をもつという主張は新奇で異端だと反論した。

ここでもスアレスはベラルミーノを参照しながら聖職者の免除論について論じ、狭義の教会を君主の野心から守るためにその免除を神法に基づける必要性を強調する。さらに、間接的権力が霊権であることを強調し、教皇の間接的権力が霊的裁治権の一部であるとする主張まで展開する。それに対して、王の霊的首位性は、教皇から霊権のみならず間接的権力をも奪うとして、ジェームズ理論の根本的な問題として批判することになる。僭主征伐については、スアレスはベラルミーノと異なり、一定の条件下における正当性を明確に肯定したことも指摘されている。

このような主張をなした『信仰の防衛』は、王に対する陰謀が試みられたり成功したりした英仏において、大きな反発を引き起こし、その間接的権力論や聖職者の免除論が批判され、特に僭主征伐論に関して王殺しの論者として批判された。こうして、スアレスはベラルミーノと同様にローマ陣営の主要論者として認知され批判されていったことが明らかにされている。

第五章では、ヨーロッパ内外における以上の論争の分析をふまえて、特に内部に対する外部の思想的影響を、主に忠誠宣誓論争におけるスアレス理論の中に見出すことが目指されている。そこでは、二つの論点において重要な影響が見出されるとされている。

一つ目の論点は、国教会原理に対する批判である。忠誠宣誓論争において、ジェームズは自身が原始教会の信仰を継承する真のカトリックであると自認したのに対して、ベラルミーノはジェームズを背教者として描くべく、カトリック性の基準として空間的ないし地理的普遍性を挙げ、ローマ教会はアメリカなどの布教により世界的に拡大しているのでカトリックであるが、英国教会は局所的であるのでカトリックではないと論じた。

スアレスもローマ教会の全世界的布教が未だ途上にあるという意識を保持しつつも、ローマ教会はその基準を満たすのでカトリックであると論じると同時に、国教会原理ではそもそもヨーロッパ内部において普遍教会の統一性の維持さえできないとして、カトリック性を否定し、したがって真のキリスト教的理論としての正しさ

を否定する。かくして、王の靈的首位性に支えられたイングランドの国教会原理は理論的に誤りであるとスアレスは批判するのである。

こうしたスアレスなどの主張に対して、反ローマ陣営は「黒い伝説」（スペイン人が獣のようにインディオを虐殺したという言説で、スペインと結びついたローマの布教は、対象となるべきインディオを改宗させるどころか惨殺したので失敗したとされた）を利用して、ローマ教会はアメリカなどの布教に失敗したので、この基準においてカトリックではないと反論した。

二つ目の論点は異教君主と教皇の関係である。新世界征服への関心において論点となったその関係は、ヨーロッパ内部における論争においても中心的論点として組み込まれてゆくことになった。反ローマ陣営は異教君主に対する教皇の廃位権に関する議論を利用して、キリスト教君主に対する教皇の廃位権を否定する。すなわち、異教君主は神のみから俗権を得ているので、世俗的事柄において神のみを上位者として認め神のみによって罰せられるのであり、教皇を上位者として認めたり教皇によって世俗的罰を下されたりすることは不可能である。それゆえ、原始教会のように、異教君主による迫害に対してさえも武力で抵抗することは許されず忍従せねばならない。異教君主はそのような俗権を持つのである。ところで、信仰や改宗は俗権を奪ったり減じたりしない。それゆえ、キリスト教君主もまた同様の俗権を持つのである、と。

こうして、異教君主のみならずキリスト教君主に対する教皇の廃位権が否定された。特に、ジェームズは異教君主に対する教皇権がキリスト教君主に対する教皇権よりも大幅に制限されているというスアレスやビトリアの間接的権力論の特徴に着目し、キリスト教君主に対する教皇の廃位権を否定すべく異教君主に対する教皇権の議論を明示的な仕方で利用している。

スアレスが、基本的に両君主に対する教皇権を区別していたことはすでに第一部で論じられていた。しかし、反ローマ陣営がキリスト教君主に対する教皇権を否定するために、異教君主に対する教皇権をも否定しているのに対応して、スアレスに、キリスト教共同体を防衛するために、異教君主に対する教皇権をキリスト教君

主に対する教皇権へと接近させることで教皇権を強化しようとする傾向が見出されるとされる。

しかし、まさに両君主に対する教皇権の異同が問われる重要な文脈で、スアレスはそのような教皇権の強化が全世界的布教に与えてしまう悪影響を考慮して、インディアス問題で示すようになったその区別を最終的に貫徹したとされる。同時に、東アジア布教の影響で異教君主に対する教皇権を一層抑制する際に、ヨーロッパ内部の論争への影響を考慮して、異教君主に対する教皇の廃位権を否定するまでには至らなかったと分析されている。

以上のように、反宗教改革における教皇権の更なる強化を布教論が規制し、全世界的布教における教皇権の更なる抑制において反ローマ陣営の教皇権批判が歯止めとなったことが示されている。

17世紀初頭のヨーロッパ内部での論争における主要な論者であるドミニスは、スアレスの両権論を包括的に批判し、海外拡張的な主権論を展開した。かれは、スアレスの間接的権力論や聖職者の免除論などを批判するために、主権論や国教会原理を展開したのみならず、イングランドの海外拡張における既存の理論的障壁を除去し、布教を帝国イデオロギーとして利用できるようにするためにも、国教会原理を利用し、君主は自国教会の統治権を持つがゆえに、自国の聖職者を植民地に派遣して布教を命令でき、教皇はこの国教会の布教について干渉することができないと主張した。このように、国教会原理の下で、英仏のような後続国の海外拡張が正当化されたことが明らかにされている。

こうして近世とは、キリスト教共同体の防衛と再建および拡大という教皇主義的なビジョンと、国教会原理の下で海外拡張的な主権論のビジョンが競合していた時代であることが明らかにされた。

3, 論文の評価

本研究の意義と独自性は以下の諸点にある。

初期近代の両権論についての従来の研究は、ヨーロッパ内部の宗教改革の文脈において、中世のキリスト教共同体が解体され、近代の領域的主権論が成立してゆく過程を明らかにすることに主眼がおかれ、その結果、教皇主義の流れは捨象ないし周辺化されてきた。これに対して、本研究は、教皇主義を主題化し、それが当時の主権論に比してなお主流をなしており、広範な影響力を行使していたことを明らかにしている。

また、初期近代の教皇主義について、従来の研究では、宗教改革によって攻撃され崩壊の危機に瀕したキリスト教共同体の防衛という側面に関して論じられてきたが、ヨーロッパの外に目を向けると、新世界の発見により、これまでにない布教の時代を迎えていた。本研究はこのヨーロッパ外部の世界布教およびそれと一体となった征服の問題の理論と実際のなかで、教皇主義と両権論を論じている。

こうしたヨーロッパ内部と外部の文脈で両権論の意義を明らかにするために、本研究では、スアレスに焦点をあてている。スアレスについても、従来の研究では、宗教改革の下で対抗宗教改革の代表的論者として捉えてきた。しかし、スアレスはイエズス会の主要論者として対抗宗教改革の代表的論者であるのみならず、新世界の征服に関する論争で主要な役割を果たしたサラマンカ学派の重要な論者でもあったことが本研究を通じて明らかにされている。

このように、本研究は、スアレスをヨーロッパ内部の宗教改革と外部の全世界的布教という両文脈を架橋する論者としてとらえ、彼の両権論に関する主要テキストを、彼が主に関わった四つの論争、すなわち、16世紀前半のスペインによる新世界征服の正当性に関するインディアス問題、16世紀後半の東アジア布教の論争、17世紀初頭のヴェネチアとローマの聖務停止令をめぐる論争、同時期のローマとイングランドの忠誠宣誓をめぐる論争の中で読解することを通じて、初期近代の政治思想において教皇主義的キリスト教共同体の理念がもった重要な意味を明るみに出すことに成功している。

本研究は、もともと研究の蓄積の少ないスアレスの政治思想について、19世紀に公刊されたパリ版全集のみならず様々な手稿の分析を通じて、従来の研究には見られなかった視座からその意義を再検討した研究として、またそれを通じて、初期近

代の政治思想に新たな視点を提示した研究として、今後の学界に必ず貢献するものと評価される。（様々な手稿等を発掘し、テキストを再構成すること自体も本研究の重要な要素をなしており、それゆえ、相当の圧縮の努力が為されたとはいえ、なお紙幅を大きく越えているが、思想史研究という分野の特質からやむを得ないものと判断した。）

しかしなお残されている課題もある。

本研究によって、教皇主義にもとづく「キリスト教共同体」が近世まで存在していることが明らかにされたが、そのことが、主として主権国家論の形成として捉えられてきた初期近代の政治思想研究にどのような新たな地平を開くことになるのか、まだ十分には明らかにされていない。

また、初期近代に残った両権論的キリスト教理念を「キリスト教共同体」の概念で捉えることの有効性についても明晰にされる必要がある。もともと普遍的な二つの権威の中心をもつ楕円という理念として成立したこの概念で、この時代の教皇主義のビジョンを主権国家のビジョンとの対抗でどこまでとらえることができるのかが問われるであろう。

さらにスアレスの政治思想研究として、本研究は従来の人民主権論者とか自然法論者としてのスアレス像にどのように結びつくのか、あるいはスアレスについて最も議論されてきた形而上学を含めたスアレスの思想全体の中でどのような意味をもつのが明らかにされるべき課題として残っている。

さらに政治思想史的な観点からは、グローバルヒストリーの初期近代研究としてもつ意義も示されることが期待される。

これらについては、いずれも本研究の成果を評価した上での、今後の研究に期待すべき課題である。

4, 結論

本論文は、フランシスコ・スアレスの両権論を通して、近世における政治権力の理論の形成と発展の新たな視野を確立しようとした意欲的な研究で、広くテキスト

を涉猟し、丹念にテキストを読み込んだ成果が十分に示されている。この研究成果は、政治思想史研究の進展に必ずや寄与するであろう。審査委員一同は、その学術的貢献を高く評価し、本論文は博士(政治学)の学位を授与するに相応しいものであると判断する。

2017年1月31日

佐藤 正志

齋藤 純一

厚見 恵一郎

田上 雅徳